

談話

## 「研究開発力強化法」と研究成果の公開規制強化の動向について

先の第169回通常国会最終盤に、「研究開発力強化法」(「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」)が、自民党・民主党・公明党などによる議員立法として、衆議院・参議院でそれぞれわずか1時間の審議で成立したことに、驚きを禁じ得ません。

「研究開発力強化法」は、研究者の任期付き採用や国の委託研究の成果の無償譲渡など、研究交流促進法の諸制度を引き継ぎ、研究施設等の民間開放などを定めています。しかし、人員削減の緩和など、研究開発政策の一定の手直しを含みつつも、依然として大学を含む公的研究機関の研究能力を事実上大企業の国際競争力強化に奉仕させ、さらなる重点化・効率化と競争の促進によって、研究環境を一層悪化させ、社会問題化している若手研究者の就職難も是正どころか、「能力活用」の名の下に、より深刻化させるおそれがあります。

とりわけ看過できないことは、第41条で「国は、研究開発の成果の適切な保護を図るため、国の資金により行われる研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に必要な施策を講ずるものとする」とし、さらにその第2項で「研究開発法人、大学等及び事業者は、その研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に努めるものとする。」と定めることにより、研究成果の「国外流出の防止」を義務付けたことです。

5月21日に同じく議員立法で成立した「専守防衛」の範囲での軍事研究に道を開いた宇宙基本法でも、「国は、宇宙開発の特性にかんがみ、宇宙開発に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。」と決めました。

このように、研究成果を含む科学・技術に関わる情報について、「情報管理」や「流出防止」を定める動きが相次いでいます。これらの動きは、昨年来新聞報道されている「軍民両用技術」等の公開を制限する検討の具体化であり、また、米国のミサイル防衛構想に協力する環境作りでもあり、このことに私たち日本科学者会議は重大な関心を持たざるを得ません。

日本国憲法は先の戦争の反省に基づき「戦争と戦力の放棄」や「学問の自由」を定めています。そして学問は科学・技術の研究を含みます。したがって、国であれ民間であれ、科学・技術の成果を軍事に活用することや、軍事のために科学・技術を管理することは許されないはずで、なによりも、学問の健全な発展と国民福祉への貢献のためには「学問の自由」が不可欠です。そして、「学問の自由」には「学問分野選択の自由」「学問成果発表の自由」「学問に携わる者の身分保障」「学術組織の自主性の尊重」が不可欠の要素です。国が軍事や企業の利潤追求のために「学問の自由」を制限することは、この原理・原則からの甚だしい逸脱であり、有害です。改めて「自主・民主・公開」の原則に基づく科学・技術研究の推進を国と政治に強く求めるとともに、広く学術に携わる者が声をあげることを呼びかけます。

2008年7月10日

日本科学者会議 事務局長 松川康夫